

平成十四年度神奈川県社会福祉協議会監査意見書公告
 本会定款第三十四条第二項の規定により、平成十四年度事業・決算に関する監事監査意見書を次のとおり掲載いたします。

監査意見書

平成15年5月15日社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会定款第13条の規定に基づき、平成14年度における業務の執行状況並びに財務の状況について、当該年度の事業報告及び収支決算並びに財産目録、更にはこの内容を証する関係諸帳簿、証拠書類等を精査したところ、次のとおり一部改善すべき点が認められたので、改善を図るとともに、引き続き、適正な執行に努めていただきたい。

1 組織内の連携や職員の意識改革について

県社協活動推進委員会で課題を整理し、理事会に報告するなど組織内の連携については改善が図られているが、新たに設けられた「かながわ福祉推進センター運営会議」を活用した「かながわ福祉推進センター」全体の活性化や「ともびセンター企画専門委員会」の活用など、各種委員会の活性化と見直しを進めていくことが重要である。

引き続き、組織内の連携や職員の意識改革に取組み、その成果を今年度の新県社協活動推進計画の見直しに反映していただきたい。

2 予算・資金管理体制の明確化と内部チェック機能の強化

平成14年度から新会計基準に移行するとともに、現金の扱いを金銭取扱員に一元化するなど、業務の改善に努めているところであるが、資金管理について内部チェックが十分でない事例や改善すべき点が見受けられることから、今後とも体制を強化し、適正かつ効率的な執行に努めていただきたい。

3 内部手続きの明確さの確保

会長の専決処分に係る内部規定をはじめ、事務局職員就業規程や職員給与規程等に「会長が別に定める」事項が規定されているが、こうした会長定めが整備されていないので、早急に明文化し、内部手続きの明確化に努めていただきたい。

平成15年5月15日

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

監事 市川 康久
 監事 五十嵐 紀子
 監事 西森 義博

読者の声

— 受 容 —

タイムズ五月号の「連載」を読んで感動を覚えました。

自分はこれまで「障害を持つ」ということは、普通とは違うものを持つことなのであるかと考えてきました。目に見える障害、見えない障害、いずれも他者との比較の中で「普通」と「障害」が判別されるならば、見える障害は理解されやすく多くの注目を浴びる、一方見えないそれは、見えないが故に理解されにくく、ともすれば軽視されてしまいがちになる。また、障害を「個性」として捉えている人もいる。一体「障害」とは、「普通」とは何なのだろうか？

そんな疑問をずっと以前から持っていた私ですが、「連載」を見つけて、その答えとともに、受容という勇気をもらいました。

自分の体に障害があることで他人とは違うと感じ、自信をなくすことが恐くて、これまで他者から注目されるような場面はなるべく避けるように生活してきました。

また困ったことがあると、障害があるからと逃げたり諦めてしまったり……。しかしこの「連載」で、本当に越えなければならぬのは、「普通」「障害」などどこだわる自分自身の心の障壁であったと気付いたので。障害を受容するきっかけを与え、自信と勇気を生み出すスキンカモフラージュという技術に感動するとともに、協力してくれたという講習生さんに感謝したい気持ちで一杯です。

ただでさえ忙しい現代社会では、本人が思うほど他人は自分を見ていないのが現実。しかし、ほんの少しの勇気で心の障害を取り除くことができるのなら、それは大変素晴らしいこと。

さあ！勇気をもって個性をPRしよう！失うことの多い現実の中で、新たな「獲得」をもっともっと体験してみたい。

(杉並区在住・二十五歳男性)

▶投稿をお寄せください◀
 「福祉について思うこと」をテーマにした投稿をお待ちしています。他のテーマや本紙内容へのご意見ご感想でも結構です。
 分量は700字程度。
 匿名でも結構です。



郵送：〒221-0844
 横浜市神奈川区沢渡4-2
 FAX：045-312-6302
 Mail：kikaku@jinsyakyo.or.jp
 いずれも「県社協企画課タイムズ係」と明記のこと